

山高第 H8026-16号  
平成22年1月13日

小規模多機能型居宅介護事業所 様

高齢障害課長  
堀 本 正 春

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院された場合の取り扱いについて

お世話になっております。

標記件について、その取り扱いを下記のとおりとしますので遺漏のないよう  
宜しく申し上げます。

#### 記

### 1. 国の見解

Q. 入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用  
し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。

A1. 登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合に  
は、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基  
本的には、一旦契約を終了すべきである。

A2. 小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合、短期間の入院を除き、  
原則として入院時に登録は解除すべきであり、長期の入院となることが  
あらかじめ予見できたにもかかわらず登録を解除せず、介護報酬を請求し  
た場合は、介護報酬は返還の対象となる。なお、病院への見舞いについ  
ては、居宅における介護サービスではないので、訪問サービスには該当しな  
い。

### 2. 市の見解

国の見解では、アンダーラインを引いた部分が曖昧であるため、入院期間  
について下記のとおり取り扱うこととする。

(契約解除の要件)

入院期間が1ヶ月を超えることにより、1月間（月の初日から末日  
までを1月とする。）サービス利用がないことが見込まれる場合は、  
原則として契約を解除すること。

(注意事項)

- ① 入院期間は診断書により確認すること。
- ② 1月とは、1日も利用のない日が暦で1月あることを意味し、例えば7月  
2日から入院し、8月30日に退院した場合は、契約解除要件には該当し  
ないこと。（7月、8月ともに利用があるため。）

- ③ 契約の解除は、利用者との同意の上で行われるものであるため、利用者や家族に状況を詳しく説明すること。また、入院期間が1ヶ月に満たない場合も、意向があれば契約解除を行うこと。
- ④（契約解除の要件）は、あくまで原則であり、利用者の生活環境や利用者の意向等を鑑み、入院期間が1ヶ月を超える場合であっても、契約を解除した場合に退院後の生活に支障が生じる可能性がある場合は、契約を解除しないことができること。
- ⑤④により、1ヶ月を超える入院であっても契約を解除しない場合は、事前に介護保険係に相談すること。

山陽小野田市  
介護保険係  
担当 古屋  
TEL 0836-82-1172